

「高輪築堤調査・保存等検討委員会」における検討経過と総括

(1) 高輪築堤調査・保存等検討委員会の目的

委員会は、品川駅北周辺地区土地区画整理事業区域等において発見された高輪築堤その他文化財に関し、文化財及び鉄道構造物の観点から、調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行うことを目的とする。なお、本委員会で扱う調査とは、検出調査及び本調査を示すものとし、保存とは、現地保存・移築保存・記録保存を示すものとする。(設置要綱第2条)

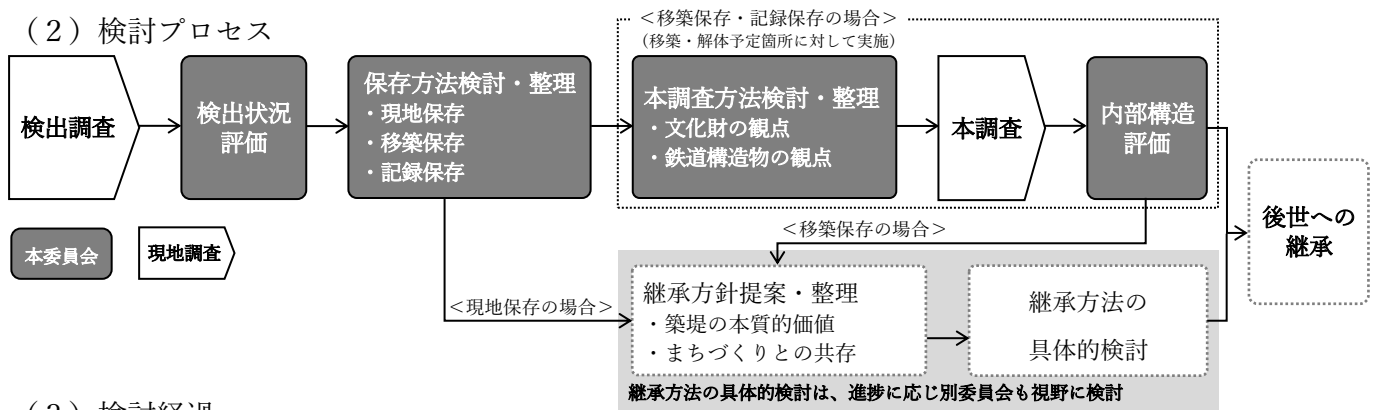
<文化財的価値>

- ・国指定史跡「旧新橋停車場跡」と一連
- ・日本の近代化土木遺産を代表する遺跡
- ・鉄道史、地域史における貴重な遺跡

<鉄道構造物的価値>

- ・近代土木技術の発達を知るうえで、記録等が乏しい当時の設計、施工方法等が確認できる重要な鉄道構造物
- ・学術的・土木技術的価値を明らかにする意義は高い

(2) 検討プロセス



(3) 検討経過

| 検討経過 | 主な議題 | 検討結果 | 検出調査 |
|-------------------------------------|---|---|-------|
| 第1回 (2020年9月18日) | ●検出調査結果及び評価(2・3街区) | ●委員等による保存方針作成(2・3街区) | 2・3街区 |
| 第2回 (2020年11月9日) | ●委員等による保存方針(2・3街区)提案 ・第7橋梁橋台部の前後80m現地保存 ・その他は記録保存 ・重要な遺構が発見された場合、移築保存・現地保存を検討 ●JRによる記録保存調査方法提案 | ●結論ではなく協議の出発点 ⇒今後事業者との協議を実施 ●委員等による調査方針(橋台部除く)作成 | |
| 高輪築堤 現地見学会(1～3街区)実施(2021年1月10日～12日) | | | |
| 第3回 (2021年1月25日) | ●委員等による調査方針(橋台部除く)提案 ・調査に関する理念・指針を示すもの ●JRによる文献調査の中間報告 | ●調査方針(記録保存調査)取りまとめ ⇒保存方針取りまとめ後の調査着手に向け、区教委が仕様書等を作成 ●現地調査に活かせる情報は共有 | 1・4街区 |
| 萩生田文部科学大臣現地視察(2021年2月16日) | | | |
| 第4回 (2021年3月3日) | ●検出調査結果及び評価(1・4街区) ●保存方法に関する議論 | ●委員による保存方針作成(1～4街区) ●流動的な状況となり基本的に保留 | |
| 第5回 (2021年3月31日) | ●委員による保存方針(1～4街区)提案 ・第7橋梁橋台部の前後80m現地保存 ・信号機土台部を含むできるだけ長い区間を現地保存(4街区) ・重要な遺構が発見された場合、移築保存・現地保存を検討 ●JRによる保存方針(1～6街区)提案 ・保存と開発の両立前提 ・公園隣接部約40m現地保存(2街区) ・第7橋梁橋台部の前後80m現地保存 ・信号機土台部は移築保存(4街区) | ●保存方針取りまとめに向けた必要事項 ・4街区検出調査結果の公表(区教委) ・4街区現地見学会開催(JR・区教委) ・保存方針決定に至る委員会議論の公開 | |
| 高輪築堤 現地見学会(4街区)実施(2021年4月10日) | | | |

| 検討経過 | 主な議題 | 検討結果 | 検出調査 |
|---------------------|--|---|------|
| 第6回 (2021年4月14日) | ●JRより保存方針について説明(4街区) ・4街区築堤現地保存時の建物成立性 ⇒全面保存・信号機土台部の現地保存は困難 ⇒信号機土台部を含む前後一定範囲の移築保存を検討 ・JRの保存方針(一部修正)を提案 | ●保存方針取りまとめに向けた検討事項 ・4街区築堤の全面現地保存と信号機土台部のみ現地保存の中間の保存検討 ・4-2街区の築堤現地保存可能性の検討 ・信号機土台部の移築範囲について、文化財評価の観点での考え方提示 ・保存方針決定以降の具体的な公表方法 ・記録保存調査での調査区の考え方整理 | |
| | ●JRより記録保存調査の実施方法を提案 | | |
| | ●JRより保存方針決定に至る委員会議論、懇談会の経過の公開方法を提案 | | |
| 第7回 (2021年4月19日) | ●JRより調査・保存方針について説明 ・4街区の現地保存可能性検討 ⇒計画建物、事業が不成立となること、計画変更に伴い膨大な時間・費用がかかることから、現地保存は困難 ・信号機土台部の移築保存方針提案 ⇒高輪ゲートウェイ駅前の国道15号沿いの広場への移築保存を提案 | ●4街区の調査・保存方針取りまとめ ・記録保存とせざるを得ないことは承認できないが、時間的制約を考慮するとやむなし ・信号機土台部を含む約30メートルを移築保存とする ・記録保存箇所については、詳細かつ慎重な調査を行う | |
| | ●JRより記録保存調査の調査区の考え方について説明 | ●記録保存調査方針(調査区等)決定 | |
| | ●JRより調査・保存方針取りまとめ公表及び、委員会議論の公開方法について説明 | ●調査・保存方針取りまとめ公表 ・【JR】プレスリリース ・【港区】区長・教育長コメント公表 ・【委員会】委員会の見解文書公表 ●委員会議論の公開 ・【JR】HPに議事内容公開 ・【港区】HPにこれまでの港区発出の要望書を公開 | |

(4) 総括

●調査・保存方針取りまとめ(1~4街区)

| 保存方法 | 範囲 |
|----------|---|
| 現地保存(公開) | 第7橋梁橋台部を含む約80m(3街区)及び公園隣接部約40m(2街区) |
| 移築保存 | 信号機土台部を含む約30m(4街区) ⇒移築先は高輪ゲートウェイ駅前の国道15号沿いの広場を基本に今後詳細を検討 |
| 記録保存 | 現地保存を除く部分 ⇒今後の記録保存は詳細かつ慎重に行い、調査において重要な遺構が発見された場合には現地保存、移築保存を検討 |

※5・6街区については、今後保存方針を検討

【本委員会における見解】

- ・第7橋梁橋台部約80m(3街区)の現地保存を決定したことは評価する。
- ・4街区を記録保存とすることはその文化財的価値を損なうために承認できないが、開発計画の時間的制約からこれをやむなしとせざるを得なかった。

